資料3

平成31年度 福島支部険料率（案）について

全国健康保険協会
協会けんぽ
福島支部

Ⅰ.協会けんぽの収支見込み、及び平成31年度 都道府県別保険料率について（医療分）

1. 平成31年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成29年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は8.6／10（現時点において未定）

  ※ 平成30年度は7.2／10
- ４月納付（３月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

2. 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		29年度 決算	30年度 直近見込（30年12月）	31年度 政府予算案を踏まえた見込（30年12月）	備考
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	31年度保険料率： 10.00%
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	
	老人保健拠出金	0	−	−	拠出金等対前年度比
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	▲5
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	+1,455
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	▲206
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 都道府県単位保険料率の算定方法について

第1号保険料率（A）

加入者に対する医療給付費（支部ごと）

年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差を、都道府県間で相互に調整

（支部療養の給付等 ± **年齢調整** ± **所得調整**）÷支部の総報酬額

年齢構成	高い	低い
保険料率	下がる	上がる

所得水準	高い	低い
保険料率	上がる	下がる

第2号保険料率（B）

現金給付費・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等（全国一律）

第3号保険料率（C）

業務経費・一般管理費・準備金積立て等（全国一律）
特別計上分・前々年度精算分（収支差がマイナスの場合）（支部ごと）

収入等見込額相当率（D）

日雇いの保険料収入・雑収入等（全国一律）
前々年度精算分（収支差がプラスの場合）（支部ごと）

都道府県単位保険料率

（A）＋（B）＋（C）－（D）

料率の調整

【激変緩和措置（※）】
都道府県毎の保険料率への円滑な移行のため、激変緩和措置を講じた上で保険料率を設定する。具体的内容は国の政令で定められており、実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が調整される。
（※）激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年３月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年３月31日まで）

【その他の調整】災害等特殊事情について、適切な調整を行う。

4. 平成31年度福島支部保険料率について

	福島支部	全国
第1号保険料率（A） （計算の詳細は6～8頁に掲載）	**4.92%**	5.18%
第2号保険料率（B）	**3.99%**	3.99%
第3号保険料率（C）	**0.89%**	0.89%
収入等見込額相当率（D）	**0.06%**	0.06%
共通料率分	0.06%	0.06%
29年度精算分	0.00%	―
保険料率（A）＋（B）＋（C）－（D）	**9.74%**	**10.00%**
【参考】平成30年度保険料率	9.79%	全国平均10.00%

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

5-1. 福島支部第1号保険料率（年齢調整額について）

- 年齢調整額　＝　①平均給付費　－　②標準給付費
- 平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

① 全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数の合計を乗じた額

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たり給付費　　福島支部加入者数

121,777円（A）　×　716,344人（B）

＝　① 87,234 百万円

－

② 全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じて得た額をすべての年齢階級について合計した額

② 88,564 百万円

年齢階級	年齢階級別加入者1人当たり医療給付費(全国平均)（A）（単位：円）	福島支部年齢階級別加入者数（B）（単位：人）	標準給付費（A×B）（単位：百万円）
0～4 歳	178,601	34,888	6,231
5～9	87,593	37,223	3,260
10～14	68,902	40,319	2,778
15～19	54,618	45,607	2,491
20～24	51,547	48,018	2,475
25～29	63,842	47,661	3,043
30～34	73,286	53,974	3,956
35～39	79,701	58,979	4,701
40～44	88,470	65,054	5,755
45～49	107,143	58,407	6,258
50～54	137,739	55,154	7,597
55～59	173,470	60,512	10,497
60～64	218,094	57,616	12,566
65～69	281,564	38,137	10,738
70～74	420,281	14,796	6,218
合計	**121,777円(A)**	**716,344人(B)**	**88,564百万円②**

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

年齢調整額＝①－②＝▲１，３３０百万

→１，３３０百万円を減算する

5-2. 福島支部第1号保険料率（所得調整額について）

- 所得調整額　＝　③支部総報酬按分給付費　－　①平均給付費
- 平均よりも総報酬額が低い場合は減算する（料率が下がる）

③ 全国の給付費の総計を支部毎の総報酬額で按分した額

全国の給付費総計
5,000,881　百万円　×　福島支部総報酬額 1,626,193　百万円 ／ 全国の総報酬額 96,555,391　百万円

＝　③　84,225　百万円

－

① 全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数の合計を乗じた額

①　87,234　百万円

所得調整額＝③－①＝▲３，００９百万

→３，００９百万円を減算する

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

5-3.福島支部第1号保険料率（激変緩和措置について）

- **激変緩和措置後第１号保険料率** ＝ 全国平均保険料率 ＋ { 福島支部第1号保険料率 (支部第1号経費＋年齢調整＋所得調整 ／ 支部総報酬額) − 全国平均保険料率 } × 激変緩和率

- 激変緩和措置がある場合は第1号保険料率を調整する

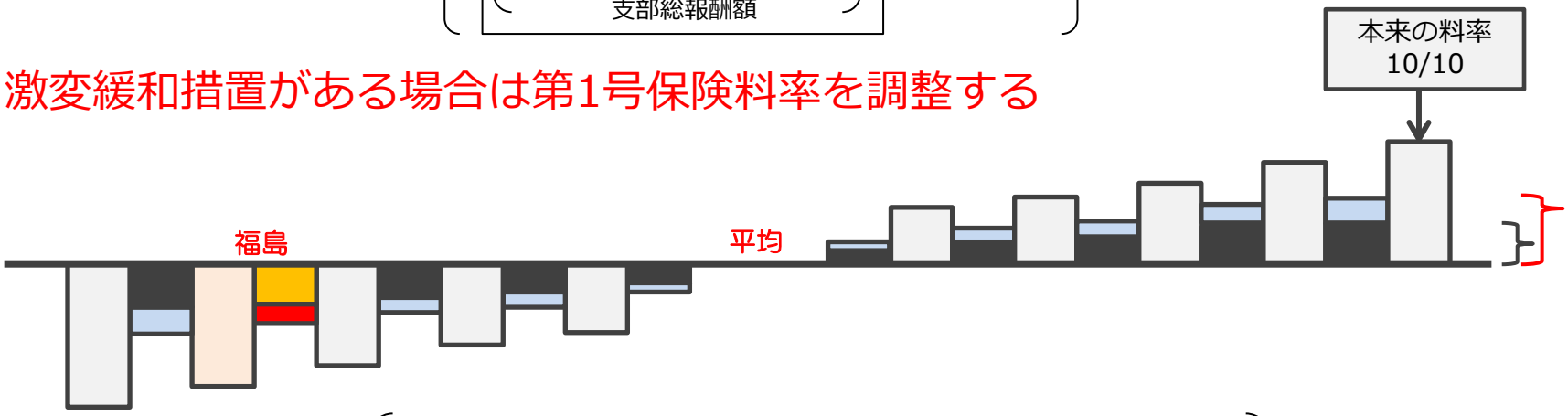

全国の給付費総計 5,000,881百万円 ／ 全国の総報酬額 96,555,391百万円 ＋ { (福島支部給付費総計 83,712百万円 ＋ 年齢調整 ▲1,330百万円 ＋ 所得調整 ▲3,009百万円 ／ 福島支部総報酬額 1,626,193百万円) − 全国の給付費総計 5,000,881百万円 ／ 全国の総報酬額 96,555,391百万円 } 激変緩和率 × 8.6/10

＝ 5.1793% ＋（4.8809%－ 5.1793%）×8.6/10

＝ 4.92%（激変緩和措置後第1号保険料率）

【参考】福島支部保険料率の算定に係る基礎データについて

（単位：百万円）

項目	協会けんぽ全体	福島支部（A）	【参考】平成30年度 福島支部（B）	（A）－（B）
総報酬額	96,555,391	1,626,193	1,553,812	72,381
第1号経費	5,000,881	79,373	76,191	3,182
医療給付費（国庫補助を除く）	5,000,881	83,712	79,736	3,976
年齢調整額	-	▲1,330	▲994	▲336
所得調整額	-	▲3,009	▲2,552	▲457
第2号経費	3,856,710	64,955	63,213	1,742
現金給付費等（国庫補助、日雇拠出金を除く）	446,255	7,516	7,100	416
拠出金等（国庫補助を除く）	3,410,455	57,439	56,112	1,327
前期高齢者納付金	1,313,225	22,117	22,218	▲101
後期高齢者支援金	2,097,035	35,318	33,206	2,112
退職者給付拠出金	183	3	688	▲685
病床転換支援金	13	0	0	0
第3号経費	859,425	14,474	12,267	2,207
協会業務経費・一般管理費（国庫補助等を除く）	206,243	3,474	3,143	331
貸付金	161	3	3	0
雑支出	101,859	1,716	920	796
準備金積み立て	519,029	8,742	7,669	1,073
事務経費・雑支出（国）	32,133	541	532	9
その他収入	61,477	1,035	373	662
貸付金返済収入	161	3	3	0
雑収入	59,155	996	309	687
日雇特例被保険者保険料収入	1,618	27	39	▲12
雑収入等（国）	543	9	22	▲13

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
※第２号経費・第３号経費・その他収入については、総報酬按分により機械的に算出した。

Ⅱ．平成31年度介護保険料率について

1.協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		29年度 決算	30年度 直近見込（30年12月）	31年度 政府予算案を踏まえた見込（30年12月）	備考
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,174	879	504	30年度保険料率： 1.57%
	その他	0	0	0	31年度保険料率： **1.73%**
	計	9,854	9,545	10,673	納付金対前年度比 ⇒ ＋122
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2.平成31年度の介護保険料率について

介護保険の保険料率については、下記の算式により得た率を基準として保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

※　31年度政府予算案では、介護納付金は10,252億円と前年度比で122億円の増加の見込み。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分（401億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.73%**（4月納付分から変更）とする。

<<現行の介護保険料率>>	→	<<平成31年度>>
1．57%		**1．73%**

参考
平成31年度保険料率適用後の保険料負担額について

	保険料率			標準報酬月額28万円の場合の保険料額（月額・折半額）		
	平成30年度	平成31年度	差	平成30年度	平成31年度	差
健康保険料率	9.79%	9.74%	▲0.05%	13,706円	13,636円	▲70円
介護保険料率	1.57%	1.73%	0.16%	2,198円	2,422円	224円
健康保険料率 ＋ 介護保険料率	11.36%	11.47%	0.11%	15,904円	16,058円	154円

参考

平成31年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率（%）	支部数	
10.75	1	23
10.31	2	
10.30	1	
10.24	2	
10.22	1	
10.21	3	
10.19	1	
10.18	1	
10.16	1	
10.15	1	
10.14	2	
10.13	1	
10.10	1	
10.07	1	
10.03	2	
10.02	2	
10.00	2	
9.99	1	22
9.95	1	
9.92	1	
9.91	1	
9.90	4	
9.88	1	
9.87	2	
9.86	1	
9.84	2	
9.81	1	
9.80	1	
9.79	1	
9.75	1	
9.74	1	
9.71	1	
9.69	1	
9.63	1	

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

平成31年度都道府県単位保険料率の平成30年度からの変化（暫定版）

平成30年度保険料率からの変化分		支部数	
料率（%）	金額（円）		
＋0.14	＋196	1	22
＋0.08	＋112	1	
＋0.07	＋ 98	3	
＋0.06	＋ 84	1	
＋0.05	＋ 70	4	
＋0.04	＋ 56	4	
＋0.03	＋ 42	2	
＋0.02	＋ 28	3	
＋0.01	＋ 14	3	
0.00	0	7	
▲0.01	▲ 14	1	18
▲0.02	▲ 28	3	
▲0.04	▲ 56	1	
▲0.05	▲ 70	4	
▲0.06	▲ 84	3	
▲0.07	▲ 98	1	
▲0.08	▲112	2	
▲0.09	▲126	1	
▲0.10	▲140	2	

注1.「＋」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
注2.金額は標準報酬月額28万円の者に係る保険料率負担（月額：労使折半後）の増減である。

参考

保険料率変更にかかる今後のスケジュール（予定）

1月17日　評議会の開催
（都道府県単位保険料率の変更について意見をいただく）

22日　支部長から理事長への意見の申出
（提出する意見書へは評議会の意見を添える）

31日　運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）
料率変更について認可申請

健康保険法

第160条

6　協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7　支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8　協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。